

外国人雇用特区への慎重な検討を求める請願

愛知県議会議長
横井 五六殿

2015年11月8日
愛知県労働組合総連合
議長 樽松 博

名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東階3F

(紹介議員) わしの 恵子
下奥 奈歩

請願内容

外国人雇用特区については、外国人技能実習制度の実態をふまえ慎重な検討を行うこと。

請願理由

知事は「人口減少による労働力不足解消の一手として、高い技術力と日本語能力を持つ外国人労働者を受け入れる新たな在留資格制度を設ける『外国人雇用特区』を国の国家戦略特区に提案する」と発表しました。このなかには技能実習制度の修了者も含まれています。しかし法務省は「技能実習生の受入れは労働力不足の解消につながる」として募集することは「本制度の趣旨を理解しないものであり不適正」としています。またアメリカの人身売買報告書でも毎年奴隷労働との批判があり、今回国会に上程されている技能実習の新法案においても不正に対応できない不十分さを残しています。

今年8月にNHKおはよう東海で取り上げられた北名古屋市にあるフィリピン人実習生の寮は2段ベッドで月4万円の寮費を天引きされています。会社は「イヤなら出てもいい」と言いますが、寮を出たら強制帰国の理由にされます。技能実習制度には会社を変われないという問題点があります。

6月に名古屋に逃げてきたベトナム人実習生は広島のプロカーが書類を偽装し気仙沼の建設現場でピンハネされていました。このプロカーは社内に受入の協同組合とベトナムに送り出し機関を持っています。9月には関連協同組合で3人が逮捕されました。しかし実習生が名古屋入管に出頭して5ヶ月経つたいまも調査中で困っています。

これらは現行の技能実習制度と入管体制の不備を示しています。国は技能実習の新法案であらたな監督機構を作ることになっていますが、ここでも不正なプロカーへの罰則がないなど抜け穴が残されています。

増え続ける実習生に体制が追いつきません。相談窓口は平日昼間だけで大半の実習生は不正があっても相談できません。厚労省調査で不正件数のうち実習生からの申告は5パーセントにもなりません。また近年はネパール、ミャンマー、カンボジアなど出身国が多様化しています。これらへの言語対応も全くできていません。

愛知県は全国一外国人技能実習生が多くなっています。県は「第三者監理協議会」を新しく設置し「外国人労働者生活支援機構（仮称）」を県独自で立ち上げるとしています。県が設ける支援機関が、国と同程度のものであればプロカーによる不正を拡大し、近年急増している失踪者をさらに増やすことになりかねません。拙速な特区の導入は県内の雇用に悪影響を発生させかねません。県には申請した雇用特区計画の詳細を明らかにしたうえで、慎重な検討を求めます。

以上、地方自治法第124条の規定に基づいて下記の事項を請願いたします。

愛知県議会議事事務局
27局議請願陳情第5-4号
平成 27.12. 3 受付
請願陳情第 17 号
平成 27.12. 3 受理
総務県民委員会